

令和2年度全国キャリア教育・就職ガイダンス 学生支援を巡る状況について(就職指導)

● 令和2年11月

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

新規大学等卒業予定者(※)の就職・採用活動開始時期について

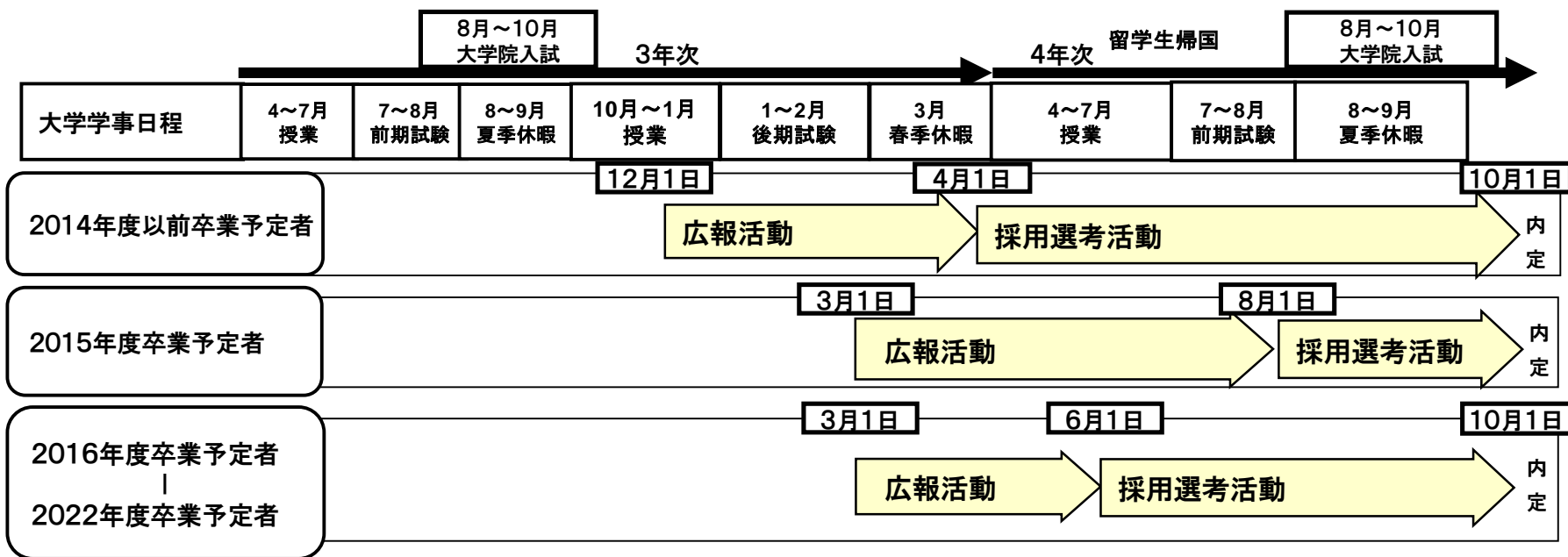
就職・採用活動と学業を巡る問題

(※)4年生大学のほか、大学院(修士)、短期大学、高等専門学校を含む

- 就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される3年次の教育に支障。
- 海外留学する学生が減少 ⇒ 就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備。

- 【2015年度卒業予定者】 **就職・採用活動時期を後ろ倒し** (広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始8月1日以降)
- 【2016年度卒業予定者】 **採用選考活動開始時期を微調整** (広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始6月1日以降)
- 【2017年度～2022年度卒業予定者】 **前年度の日程を維持**



来年度改めて検討(これまでもルールは毎年度決定)

2023年度卒業予定者
※2024年度入社対象者

※なお、2020年10月に開催された「就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議」において、「現時点において、2023年度(2024年3月)に卒業予定の学生の取扱いは、現時点においては、少なくとも現行の日程を変更する必要性が生ずる可能性は高くないであろうとの認識を共有。また、2024年度(2025年3月)以降の卒業予定の学生の取扱いは今後の経済情勢と企業の採用活動の関係等を見極め、在り方を含め検討を行うことで認識を共有。

※広報活動 : 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。(例) 会社説明会

※採用選考活動 : 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。(例) 採用面接

大学等卒業者の就職状況調査の結果について

概要

【就職(内定)状況調査について】

- 調査主体: 文部科学省・厚生労働省(共同調査)
- 調査対象: 112校
 - 内 訳** 大学 62校(国立 21校、公立 3校、私立 38校)、短期大学 20校
高等専門学校 10校、専修学校(専門課程) 20校
- 対象人員: 6,250人(大学、短期大学、高等専門学校 計5,690人、専修学校(専門課程) 560人)
- 調査方法: 各校において、所定の調査対象者を無作為に抽出した後、電話、面接等の方法により、就職希望の有無、内定状況等につき調査を実施。
- 調査時期: 年4回(10月、12月、2月、4月の1日現在)

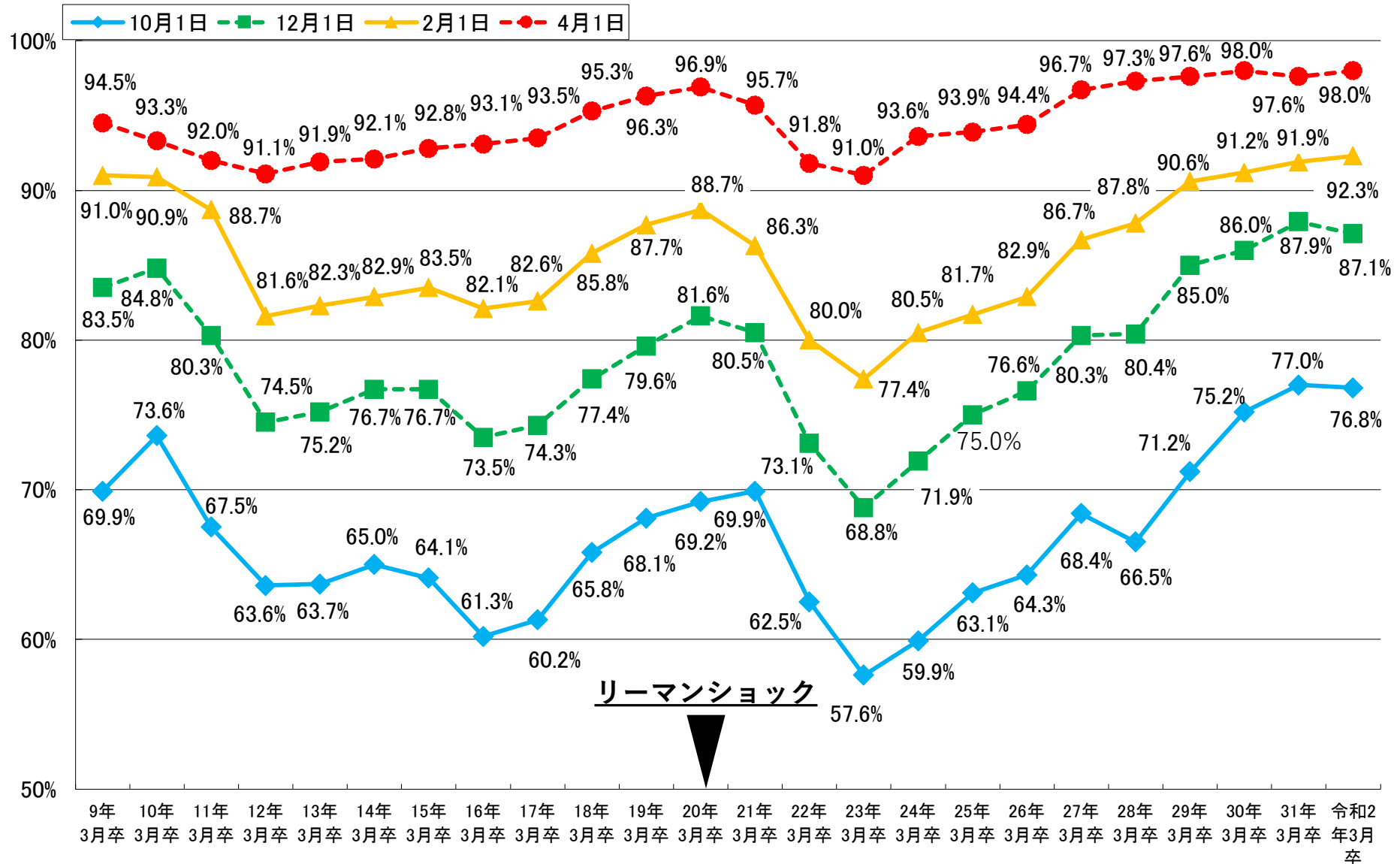
【令和元年度大学等卒業者の就職状況(令和2年4月1日現在)】 ※令和2年6月12日公表

- 就職率の概要
 - ①大学(学部) : 98.0%(前年比△0.4ポイント)
 - ②短期大学 : 97.0%(前年比▲1.6ポイント)
 - ③高等専門学校: 100%(前年比△0.4ポイント)
 - 大学等(①~③): 98.0%(前年比△0.2ポイント)
 - ④専修学校(専門課程): 96.8%(前年比△0.2ポイント)
 - ※全体(①~④): 97.8%(前年比△0.1ポイント)

【調査結果のポイント】

- 大学(学部)は0.4ポイント上昇の98.0%で、調査開始以降、同時期で過去最高となった。

大学生（学部）の就職（内定）率について



(参考) 令和2年3月卒の大卒求人倍率：1.83倍（前年同期比0.05ポイント減、リクルートワークス調べ）

就職活動中の学生に対するセクシュアル・ハラスメントについて

事例

- 食事やデートに執拗に誘われる。
- 〇B訪問等において性的な関係をもちかけられる。
- 性的な冗談を言われる／性的なからかいを受ける。
- 個人的連絡先を聞かれる。
- 社外での面談、社外での待ち合わせを要求される。
- 異性との交友関係について質問を受ける。
- 結婚の予定、結婚観について質問を受ける。
- 個人的内容を含む連絡を受ける。
- 身体を触られる。

大学における取組事例

- ◆ 就職活動に関するガイダンスやインターンシップに行く前のガイダンス等において、ハラスメントにあった場合は大学へ相談するように伝え、実際に相談があった場合には、大学から企業へ申し入れを行っている。
- ◆ ハラスメントに遭わないよう十分注意して就職活動を行うよう、学生に対して一斉にメールを送信するなど、学生に対して注意を呼び掛けている。
- ◆ 〇B訪問に関して、ある程度の距離を持つように学生にアドバイスし、不安があるときは大学に連絡するように伝えている。
- ◆ 学生からの相談を受けて、同じ企業の選考を受けている学生に対して注意喚起を行い、未然に被害を防いだ。
- ◆ 学生の希望に沿って企業の間合せ先を紹介し、学生から企業に対し抗議を行った。
- ◆ 企業に申し立てたところ、企業側でも事情を把握し、謝罪の連絡があった。
- ◆ 面接官の発言にセクハラ的な言葉があり不快に感じたということで学生が相談に来られたので、カウンセラーが学生の心のケアを行った。

上記の取組事例を参考に、学生に対し学内の相談部署の周知、学生からの相談への適切な対応をお願いします。また、都道府県労働局等に設置されている「**総合労働相談コーナー**」に相談することも可能であるため、適宜活用・連携し対応をお願いします。



学生の就職選択を妨げる行為—いわゆる「オワハラ」について—

企業が人材確保に熱心になるあまり、就職活動中の学生に対して、次のような行為を行うことがあります。

- 自社の内々定と引き替えに他社への就職活動を取りやめるよう強要するなどの職業選択の自由を妨げる行為
- 学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為

具体的な事例

- ◆ 面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- ◆ 内定承諾書（誓約書）などの提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- ◆ 内々定後、懇親会が頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。

大学等の皆様におかれては、学生に対してハラスメント相談窓口の周知、学生から相談があった際には適切な対応をお願いします。
また、学生にも安易に複数社に応募しないといった節度ある就職活動が求められるので、適切な指導をお願いします。



学生の就職・採用活動に関する関連情報

◇就職・採用活動に関する要請について

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/index.html



◇新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた配慮に関する要請について

https://www.mext.go.jp/content/20200313-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



◇「新卒者内定取消等特別相談窓口」を新卒応援ハローワークに設置

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193580_00003.html



◇新卒応援ハローワークにおける被災学生等特別就職相談窓口の設置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122602_00005.html



◇全国キャリア教育・就職ガイダンス

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/career/event/guidance/r2.html>



◇経済4団体への大臣要請

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2020/20201027.html



大臣要請を行った経済4団体

○日本経済団体連合会

<https://www.keidanren.or.jp/announce/2020/1027b.html>



○日本商工会議所

<https://www.jcci.or.jp/news/trend-box/2020/1028113959.html>



○全国商工会連合会

https://www.shokokai.or.jp/?post_type=seisakus&p=8682

○全国中小企業団体中央会

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/kyouryokuyousei201027.html>

新卒者等の採用維持・促進に向けた新卒者等に対する取組

(1) 新卒者等への就職支援の強化

- ① 新卒応援ハローワークについて、対象者に新卒者のみならず、3年以内の既卒者も含まれることを明確化しつつ、積極的な利用を周知徹底【厚労省】
- ② 大学のキャリアセンター等との連携を強化し、就職支援ナビゲーター(※1)の大学への定期的な訪問、新卒応援ハローワークへの誘導を働きかけ【厚労省、文科省】
(※1) 担当者制で個別相談等を行う新卒者等の就職支援を専門とする職業相談員
- ③ 新卒応援ハローワークによる新卒者及び3年以内の既卒者の個別の状況に応じたきめ細かな支援【厚労省】

○就職活動中の未内定学生等

- ・担当者制によるきめ細かな個別支援
- ・学生個々の状況を踏まえつつ、人手不足分野等の求人への誘導・開拓
- ・就職説明会・面接会情報の SNS 等を活用した一元的な提供
- ・悩みを抱える学生等へ臨床心理士等による心のケア

○コミュニケーションに課題を抱える学生等

- ・就職支援ナビゲーター、臨床心理士等から構成する特別支援チーム(※2)による支援
- (※2) コミュニケーション等に課題を抱える新卒者等を効果的・集中的に支援するため、臨床心理士などで構成するチーム

○内定取消し等にあった学生等

- ・「新卒者内定取消等特別相談窓口」による個別のきめ細かな支援

○来年度以降新卒者

- ・就職支援ナビゲーターが大学等を訪問して行う講話等を通じ、より早い時点から就職活動に向けた意識醸成を図るとともに、地域の産業等についての説明会を早期に実施

(2) 大学等を通じた就職支援の強化

大学等を通じた就職未内定の学生への就職支援の強化に取り組む。【文科省】

○就職活動中の未内定学生への支援

- ・大学等の特色ある就職支援の事例を収集し、大学等が活用できるよう広く周知【文科省】
- ・政府・地方公共団体・企業等が有する学生が進路を決定するために有益な情報を集約し大学等に提供することで、様々な事情や個別課題を持った学生に対するオーダーメイド型の就職支援を構築し、ミスマッチを防止【文科省、関係省庁】

○就職未内定のまま卒業する学生への支援

- ・新卒応援ハローワークの活用や大学等のキャリアセンター等の学内リソースの継続的な利用について促進【文科省】

○就職未内定のまま修業年限を超えて在学する学生への支援

- ・学生の就職活動の積極的な状況把握に努め、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるように支援するとともに、学生が活用できる幅広い支援策を必要に応じて情報提供【文科省】